

## 所得額の計算方法

本助成事業での所得は、次のとおり計算します。

収入金額から税法上の必要経費を引いた額(※1)

-8万円-控除額(※2)の合計=所得額

- ※1 該当する金額(表中の所得額=A総所得額)
- ・給与所得の源泉徴収票では、「給与所得控除後の金額」
  - ・確定申告書Aでは、「第一表の所得金額の合計金額」
  - ・確定申告書Bでは、「第一表の所得金額の合計金額+第三表の所得金額から株式等の譲渡を除いた金額」
  - ・市民税・県民税課税証明書等では、「総所得金額」
- ※2 対象となる控除の種類及び額は表中の「控除額」にあるもので、市民税・県民税特別徴収税額通知書、市民税・県民税納税通知書、確定申告書の控などで確認できます。

計算表

(単位：円)

		夫	妻
所得額	A 総所得額		
	控除額		
	B 児童手当法施行令第3条第1項の控除額	80,000	80,000
	C 雑損控除額		
	D 医療費控除額		
	E 小規模企業共済等掛金控除額		
	F 障害者控除額(普通) (該当者数×270,000円)		
	G 障害者控除額(特別) (該当者数×400,000円)		
	H 勤労学生控除額 (該当する場合、270,000円)		
	I 夫婦の控除額合計 (B~Hの合計)		
対象所得額	J 夫婦それぞれの所得額 (A-I)	(1)	(2)
	K 夫婦の所得額の合計 (本事業の対象条件における所得額)	(1)+(2)	

- 注1) Bについては、Aの総所得額がある場合に控除することができます。
- 注2) C~Hまでについては、実際に控除がなされ、課税証明書で確認できる場合に限りです。
- 注3) Jについては、マイナスにはできません。マイナスになる場合は0円になります。